

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

米国関税法 337 条及び米国国際貿易委員会の紹介（後編）

前書き

米国関税法第 337 条の手續を執行するため【第 337 条に関する説明は、弊所ニューズレター11月号「米国関税法 337 条及び米国国際貿易委員会の紹介（前編）」を参照】、米国参議院は特別「国際貿易委員会」の設立を通過し、1974 年国際貿易委員会に於ける『アドバイス』（つまり、拘束力がない意見）を拘束力がある行政裁決へ改め、米国大統領が公共政策考慮の上、これを否決した場合を除き、当該裁決は準司法権の効力を有し、米国税関により執行するものとなった。多くの米国業者は第 337 条を用いて、国際貿易委員会に申立て (complaint) を行い、知的財産権などを保護する手段としている。本文国際貿易委員会の組織および第 337 条の調査手續きについて紹介する¹。

一、米国国際貿易委員会（United States International Trade Commission、以下「ITC」と言う）

(1) 委員構成

- 推薦任命制：大統領より推薦、参議院の同意を得た後任命される。
- 委員人数/構成制限：委員会にて委員 6 人を設置し、各政党から最多 3 人²まで就任することができる。
- 任期：9 年間、原則連任してはならない。
- 主席/副主席：大統領より委員の中から指名任命し、任期は 2 年間。「ITC」の政治中立を維持するため、主席と副主席は異なる政党に属さなければならない。主席は二年毎異なる政党に所属する者からなる。

(2) その他独立して職権を行使する単位（第 337 条の手續きについて）

- 「行政法審判官」（Office of Administrative Law Judge）、現在 6 名の行政法審判官が在籍し、そのうちの 1 人は行政法審判長（Chief Administrative Law Judge）。

¹ 本文主要資料：經濟部国際貿易局より

http://www.trade.gov.tw/Pages/Detail.aspx?nodeID=782&pid=317902&dl_DateRange=all&txt_SD=&xt_ED=&txt_Keyword=&Pageid=0、

米国国際貿易委員会 http://www.usitc.gov/intellectual_property/documents/337_faqs.pdf

² 現在、委員は民主党及び共和党各 3 名より担当している

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

- 「不正輸入調査室」(Office of Unfair Import Investigations-以下「OUII」と言う)。

二、米国税関法第 337 条調査手続

(1) 申立(complaint)の受理：

ITC は原告から申立があった後、先ず「OUII」より申立書は規定に符合するか否かを審査し、非公式で初歩的な調査を行った後、ITC に調査を開始するか否かについて意見を提供する。

(2) 「調査通知」(Notice of Investigation)の公告：

I. 原則：

ITC は調査開始決定した場合、30 日以内に「連邦官報」(Federal Register)にて、「調査通知」当該申立に対する調査開始することを公告し、関係被告側に通知しなければならない。

II. 例外：

申立の際、同時に「一時救済処置」(Temporary Relief)を申請した場合、ITC は 35 日以内に調査開始するか否か、または条件付の一時救済申請を許可するかを決定しなければならない。

→ITC は「調査通知」を公告後 90 日(状況が複雑である場合 150 日)以内に、一時救済処置の発布を決定しなければならない(方式及び内容は(前編)を参照)。

(3) 調査手続の進行³

I. 主任行政法審判官より、行政法審判官を 1 名指定して初審を行う。初審は、証拠収集、公聴会、交差審尋、公式の訴訟事実概要書を記録するなどを含む。

II. 「目標期日」(Target Date)の設定

「調査通知」を公告してから 45 日以内に、行政法審判官は終局裁決を作成する「目標期日」を設定しなければならない。これは、規定に基づき、ITC は速やかに予測できる時間内に調査を完成しなければならない(at the earliest practicable time)。また、既存資料に基づき、ITC は概ね 15 ヶ月間以内に多数の調査を完成する。

³ 調査は「行政手続法」(Administrative Procedure Act)、「ITU 規則」(Commission Rules)及び主任行政裁判官より定めた関係基本規則(Ground Rules)に基づき行う。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

(4) 行政法審判官の「仮決定」(Initial Determination)

案件を担当する行政法審判官は、「目標期日」の4ヶ月前に「仮決定」を作成しなければならない。その内容は：原告が主張する知的財産権の有効性、原告の知的財産権は被告が貨物を輸入することで侵害を受けたか否か、被告が提出した答弁内容、仮に偽造行為によって受けた損害に対し、救済処置を講じる必要がある場合、適切な方式を考案する。

(5) ITC の「最終裁定」

ITC は「仮決定」が双方当事者に通達された後 60 日以内に、該当裁定に対して覆審を行うか否かについて決定する。(仮決定内容の維持、撤回又は変更を含む)。覆審後の内容は ITC の最終裁定とする。

この場合、ITC は原告の申立の成立、且つ、救済処置は公共利益に損害を与えないと認めた場合、ITC は「連邦公報」にて下記の救済処置⁴を發布する(同時に行う場合もある。その他の処置は(前編)の紹介を参照)：

I. 輸入禁止令 (Exclusion Order)

対物 (in rem) 処分に対し、米国の税関より直接執行され、その処分対象はリストされる被告だけでなく、これまで訴訟と処分対象は係わったことがない外国生産者までに及ぶことができる。

II. 停止令 (Cease And Desist Order)

違反者に対し、不公正な競争方法又は行為への従事禁止を命じる。例えば、敗訴した被告は商品の排除命令を無視し、命令に違反して商品を再輸入した場合、停止令を發布し、ITC より該当商品を没入するほか、輸入者に対して罰金を科することができる。

(6) 大統領否決権の行使

連邦公報にてその裁定を公告するほか、ITC は最終裁定を大統領へ通達し、提起した処置について説明しなければならない。大統領は 60 日間の大統領審議期間(presidential review period)を有し、ITC 裁定を覆す否決権を行使することができる⁵。審議期間を過ぎると決定は確

⁴ その法律効力は損害賠償ではなく、侵害防止を目的とする。

⁵ 法律は米国大統領に行政審査権を与えたが、ITC の判決を否定した案件は極稀である。

過去では、米国大統領が ITC の判決を否定した案件は僅か五件しかない。

また、すべて案件は国際貿易にかかわるものである(参考資料:北米知的財産権公報第 93 期)。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

定(Final)となる。大統領の同意を得た後、ITC の発布した最終裁定の救済処置は効力を生ずることとなる。⁶。

(7) 被告の答弁

I. 答弁期限：

- a. 原則上、被告は申立書/調査通知書が送達されてから 20 日以内に書面方式にて、答弁書を提出しなければならない。
- b. 原告が同時に一時救済処置を申請した場合、被告は申立書/調査通知書/一時救済処置申請書が送達されてから 10 日以内に書面方式にて、答弁書を提出しなければならない。

II. 答弁内容は、下記のものが入る：

- a. 被告の署名捺印、連絡住所、電話等資料
- b. 各申立事項に対し、詳細説明・答弁を提出。さもなければ、罪を認めたと看做される虞がある(may be deemed to have been admitted)。
- c. 係争輸入商品の数量、価値の統計数値を提出。
- d. 係争商品の産能/量、及び米国国内市場への影響力などの関係資料。係争商品は被告が生産したものではない場合、係争商品の供給業者より当該資料を提供する。

三、ITC の調査手続と米国地方裁判所訴訟手続の相違

原則上、米国の知的財産権者に於いて、所有する権利を侵害から守る手段として、二つの訴訟手段がある。一つは、ITC、もう一つは連邦地方裁判所を通じる手段である。しかし、より迅速、広域の救済処理を提供している第 337 条の方が一般的に救済を求める際には利用されている。これに対し、地方裁判所制度の訴訟手続きはやや好まれない傾向がある。つきましては、両者の相違について次にまとめる。

⁶米国大統領の審査期間内、輸入業者は必要な保証金を納付すれば、尚も係争商品を引続き米国国内に輸入することができる。審査期間を過ぎると、大統領は ITC が作成した救済措置裁定に同意した場合、原告は当該保証金を補償金として求めることができる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	ITC	地方裁判所
管轄	管轄範囲は原則輸入案件を対象。ITC が発布した排除令にぞくする対象物（人も含む）、特定類別の輸入物を対象として、米国港の輸入を禁止。	人に対する管轄。各地方裁判所が管轄する範囲にて訴訟提起する必要があり、費用、リスク、裁判時間を要するほか、裁判所が発布した禁止令は「人」を対象とする禁制令であるため、地方裁判所の管轄を受ける特定権力侵害商品の輸入業者及び販売者のみ適用。（実務上、被告が外国人の場合、原告は地方裁判所にて外国人被告に対する管轄権を構築するのは困難である、例え裁判結果が原告にとっては有利であったとして、判決の執行も執行するのは相当困難である）
調査事実の認定	行政法審判官及び ITC が案件を審査し、陪審員はない。	陪審員又は裁判官が審査する（双方当事人は各自陪審員の有無について要求することができる）
大統領審査(否決権)	ITC は被告が第 337 条違反と裁定した場合、大統領は 60 日間の審査期間を有する。	大統領は審査権を有しない
救済処置	①税関が一部又は全面的に輸入禁止令を発布し、権利侵害商品の輸入を禁止する。 ②被告に対して禁止令を発布し、権利侵害商品の輸入及び販売を禁止するこ	金銭的損害賠償得ることができ、被告の権利侵害行為停止を命じることができる。

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

※本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	とができるが金銭的な損害賠償を得ることができない。	
判決所要期間	一般的に 15 ヶ月以内に多数の調査・裁定を完了。	3 年～5 年間要する可能性がある
上訴手続	連邦巡回裁判所に上訴	連邦巡回裁判所に上訴

結論

ITC が第 337 条規定に基づく調査案件数は、2012 年が最もピークに達し、新規成立案件は 69 件に上る。2013 年、オバマ大統領及び国会は ITC にて氾濫特許申立を抑制対策が行われ、案件数は減少が見られ、新規案件は 42 件に止まった⁷。統計資料によると、ITC の調査案件は主にパソコン及び通信製品 (34%)、消費性電子関連製品 (15%) が多く占め、これらの製品は我が国のハイテク産業が米国市場に輸出する主要製品である。この結果、我が国のハイテク産業界では、前述の二種類製品を米国に輸入する際、米国業者から ITC 第 337 条違反を用い脅威に晒されることが多い。従って、第 337 条から影響を減らすため、法律規定及び ITC 調査手続に対する基本認識を学ぶほか、商品を輸出する前、米国に於ける関連製品について、一層全面的に調査を行わなければならない。例として、特許検査を行い、特許権侵害の原因となる問題を解決することによって、リスク及び損害を最小範囲に食止めるところが最も重要な課題である。

⁷ 科技産業教室 http://cdnet.stpi.narl.org.tw/techroom/pclass/2014/pclass_14_A208.htm

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。